

美馬市内建設工事業者 各位

美馬市長 藤田元治
(公印省略)

令和2年度から実施する各種入札制度等について（通知）

令和2年度から実施する新たな入札制度等について、次のとおりお知らせします。
今後も、より公平で公正な入札制度改革に向けた取組を進めてまいりますので、御理解くださるようお願いいたします。

1 解体工事における最低制限基本価格の算式について

解体工事における最低制限基本価格の算式を次のように変更します。

$$\begin{aligned} & (\text{直接工事費} \times 0.9) \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 \\ & + (\text{直接工事費} \times 0.1 + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.55 \end{aligned}$$

2 解体工事における調査基本価格の算式について

解体工事における調査基本価格の算式を次のように変更します。

$$\begin{aligned} & (\text{直接工事費} \times 0.9) \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 \\ & + (\text{直接工事費} \times 0.1 + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.55 \end{aligned}$$

3 解体工事における失格基本価格の算式について

解体工事における失格基本価格の算式を次のように変更します。

$$\begin{aligned} & (\text{直接工事費} \times 0.9) \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 \\ & + (\text{直接工事費} \times 0.1 + \text{現場管理費}) \times 0.85 + \text{一般管理費等} \times 0.55 \end{aligned}$$

※1～3については、算式全体に0.9を乗じていたものを削りました。

4 専任を要する主任技術者の工事の兼務について

これまで、専任を要する主任技術者の兼務については基本的に認めておりませんでした。運用を次のように変更します。

改正内容 … 美馬市内に現場がある 2つの工事を兼務できることとする。

※請負代金額は問わない。

※美馬市が発注する工事以外の工事も含む。ただし、美馬市発注以外の工事と兼務する場合は、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事^{注1}又は施工にあたり相互に調整を要する工事^{注2}に限る。

注1 … 【工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事】とは
例：同一の場所又は近接した場所等で、一体性若しくは連続性が認められる場合

裏面へ続く

注2 …【施工にあたり相互に調整を要する工事】とは

- 例：・資材の調達を一括で行う場合
- ・工事の担当の部分を同一の下請業者で施工する場合
 - ・工程調整や安全確保のための調整を要する場合
 - ・土量配分計画の調整を要する場合

5 複数の工事を同一の監理技術者等が兼任できる場合について

契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、同一の主任技術者又は監理技術者を工事現場に配置することができるものとします。ただし、当初の請負契約以外の請負契約が、随意契約により締結される場合に限ります。

なお、この場合の建設業の許可及び主任技術者と監理技術者との区分の適用については、次のとおり、全体の工事を1つの工事とみなして建設業法等の規定を適用するものとします。

ア 複数の工事の下請金額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となる場合は、特定建設業の許可が必要であり、工事現場に監理技術者を配置しなければならない。

イ 複数の工事に係る請負代金額の合計が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合は、主任技術者等はこれらの工事現場に専任の者でなければならない。

※これを適用する場合は、それぞれの工事の請負代金額が3,500万円未満であっても、複数の工事に係る請負代金額の合計が3,500万円以上となる場合には、主任技術者等は専任を要するので留意が必要である。

6 営業所の専任技術者と主任技術者等との兼務について

「営業所の専任技術者」は、請負契約の締結にあたり技術的なサポート（工法の検討、注文者への技術的な説明、積算見積等）を行うことがその職務であるため、所属する営業所に常勤していることが原則です。従って、営業所の専任技術者と現場代理人及び主任技術者等とは兼務することができませんが、特例として、次の要件を全て満たす場合、現場における専任を要しない主任技術者と兼務することができるものとします。

ア 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

イ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。

ウ 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

エ 当該工事の専任を要しない主任技術者であること。

7 その他

電子入札による建設工事の発注について、現在設計金額1,000万円以上の案件でランダム係数を用いた最低制限価格制度を適用していますが、令和3年度より全ての電子入札による建設工事の案件で適用することとし、今後実施に向けて見積参考資料の充実に努めてまいります。

※ 1～3においては、本通知日以降に入札公告又は指名通知を行う電子入札で発注する建設工事案件で、4～6においては、本通知日以降に入札公告又は指名通知を行う全ての建設工事案件で適用することとします。

<担当>
美馬市 企画総務部 総務課
担当者：切上、田上
TEL：0883-52-1212
FAX：0883-53-9919